

事業計画（岩沼市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	1 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年11月に策定[※]済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年2月までに着工し、仙台空港及び下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約3km）については、平成24年度末までに本復旧工事が完了した。

また、他の区間についてはまちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

④ 平成25年度における成果

- ・全ての地区海岸において、工事の進捗を図った。

⑤ 平成26年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、工事の進捗を図り、平成27年度完了[※]を目指す。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長(m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定						H25年度の実施内容等	H26年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載	
				被災前現況高(m)	被災後復旧高(m)		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了				左記の実施状況
岩沼市	相ノ釜・納屋	9,214	堤防	6.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H28.3(H25.3)	完了予定	本工事	本工事	

2. 河川対策

【国管理河川（阿武隈川）】

- ① 阿武隈川^{※1}では、岩沼市で12箇所（阿武隈川では58箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分含む）を確保する本復旧を全て完了。
- ② 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を寺島地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある押分地区等について対策を実施。
- ③ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（6箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期間中においては、避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④ 平成25年度における成果
津波対策等として必要な高さの堤防整備に逐次着手し、一部区間で完了。
- ⑤ 平成26年度の成果目標
今後津波の遡上が想定される区間について、寺島地区では、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備及び液状化対策を継続実施する。
平成25年度中に工事着手した水門等の耐震化についても継続実施する。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系阿武隈川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、7箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所で着手。また、平成25年度には、新たに2箇所で着手。

なお、岩沼市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の

該当事業はない。

- ② 平成26年度に、新たに1箇所では本復旧に着手予定（累計6箇所）。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね7年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成25年度における成果

- ・ 2箇所では本復旧に着手（累計5箇所）
- ・ 平成25年度の完成箇所は無し（累計3箇所）

- ④ 平成26年度の成果目標

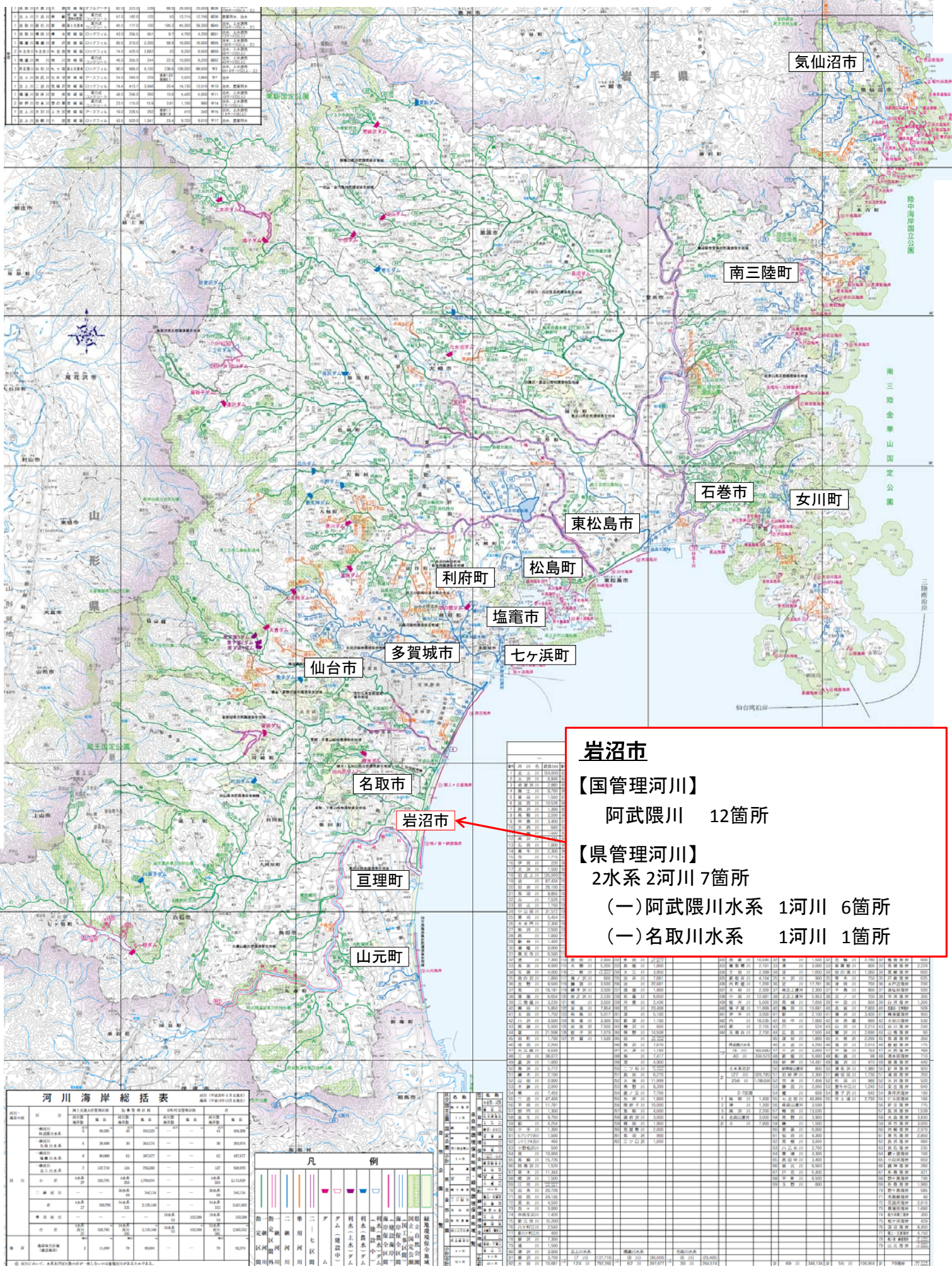
- ・ 新たに、1箇所では本復旧に着手予定（累計全6箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 岩沼市

河川名称	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	平均流速(m/s)	平均水深(m)	平均流速(m/s)	平均水深(m)
阿武隈川	12	12,000	100	1.0	1.0	1.0	1.0
名取川	1	1,000	10	1.0	1.0	1.0	1.0



岩沼市
【国管理河川】
 阿武隈川 12箇所
【県管理河川】
 2水系 2河川 7箇所
 (一)阿武隈川水系 1河川 6箇所
 (一)名取川水系 1河川 1箇所

河川	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	平均流速(m/s)	平均水深(m)	平均流速(m/s)	平均水深(m)
阿武隈川	12	12,000	100	1.0	1.0	1.0	1.0
名取川	1	1,000	10	1.0	1.0	1.0	1.0



河川	河川延長(km)	流域面積(km ²)	平均流量(m ³ /s)	平均流速(m/s)	平均水深(m)	平均流速(m/s)	平均水深(m)
阿武隈川	12	12,000	100	1.0	1.0	1.0	1.0
名取川	1	1,000	10	1.0	1.0	1.0	1.0

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,250ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○応急復旧状況

藤曾根排水機場、葉の木堀排水路等の基幹的排水施設について実施済み

○本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 4 年以内の完了を目指す。

平成 25 年度内に、二の倉揚水機場について復旧完了。

○国の直轄災害復旧

相の釜排水機場及び藤曾根排水機場は、平成 24 年度内に工事に着手し、平成 26 年度に復旧完了予定。

平成 25 年度内に、三軒茶屋排水路等について復旧完了。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 511ha（岩沼地区等）

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 425ha

○平成 26 年度の営農再開を目指す農地 約 163ha

○平成 28 年度以降の営農再開を目指す農地 約 65ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

④ 区画整理等検討状況

岩沼地区等において、大区画化等の区画整理を実施しているところ。

4. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 岩沼市

② 被災状況

林帯地盤 180.2ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により大きく侵食された。また、森林 180.2ha が流失した。

③ 事業計画の内容

被災した林帯地盤（180.2ha）については、国が民有林直轄治山施設災害復旧事業により復旧する。

被災した森林については、国が民有林直轄治山事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

林帯地盤の復旧工事については、他事業との調整を図りつつ、平成 24 年度に着手し、平成 27 年度の完了を目指す。

森林の造成については、林帯地盤の復旧工事が完了した箇所から苗木の植栽に着手し、平成 32 年度までの完了を目指す。

⑤ 平成 25 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤 25ha の盛土を実施。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤 24ha の盛土を実施。

（保全対象： 国道 125 号線、農地、人家（二の倉地区他））

① 箇所名： 岩沼地区（国有林）

② 被災状況

津波により森林 117ha が被災した。

③ 事業計画の内容

林帯地盤の復旧等については治山施設災害復旧事業により実施する。森林の復旧については、防災林造成事業により整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

被災した林帯については、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしていたが、平成 25 年度末で災害廃棄物処理が完了したことに伴いがれき置き場が解消。今後、市復興計画及び他事業との調整を図りつつ、着手可能な箇所から順次実施する。

盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧工事は平成 27 年度までに完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を平成 32 年度に完了することを目指す。

（保全対象：国道 125 号線、農地、人家（二の倉地区他））

（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

⑤ 平成 25 年度における成果

復旧事業の着手に向けて調整を行った。

⑥ 平成 26 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 林帯地盤 81ha の盛土を実施。

5. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<岩沼市立学校>

東日本大震災により被災した岩沼市立の小中学校8校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助申請した6校（玉浦小学校、岩沼西小学校、岩沼南小学校、岩沼中学校、玉浦中学校、岩沼西中学校）については以下のとおり。

○ 比較的軽微な被害に留まる6校については、平成23年度内に事業着手、復旧完了した。

<県立学校>

岩沼市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した2校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内に復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した4校について、以下のとおり、復旧完了した。

○ 比較的軽微な被害に留まる3校については、平成23年度内に事業着手し、うち2校は平成23年度内に復旧完了しており、他の1校も平成24年度内に復旧完了した。

○ 津波による甚大な被害を受けた東日本航空専門学校については、同地において平成23年度中に復旧完了した。

② 公立社会教育施設

<岩沼市立社会教育施設>（公立文化施設を含む）

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した施設については、以下のとおり復旧完了した。

○ 比較的軽微な被害にとどまる3施設については、平成23年度に事業着手し復旧完了した。

<岩沼市立社会体育施設>

東日本大震災により被災した市立社会体育施設のうち、公立社会体育施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した1施設及び申請予定の2施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まった2施設のうち、岩沼市陸上競技場は平成24年度内事業着手、年度内復旧完了している。

岩沼市民体育センターについても、平成24年度内事業着手、年度内完了している。

○ 甚大な被害を受けた岩沼市総合体育館については、平成23年度内に復旧設計を完了し、平成24年度内に事業に着手し、平成25年10月25日に復旧完了している。

6. 土砂災害対策

- ① 最大震度 6 弱を観測した岩沼市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成 25 年 5 月に通常基準への引き上げを実施。

7. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 627 千トン（災害廃棄物が約 464 千トン、津波堆積物が約 162 千トン）発生。

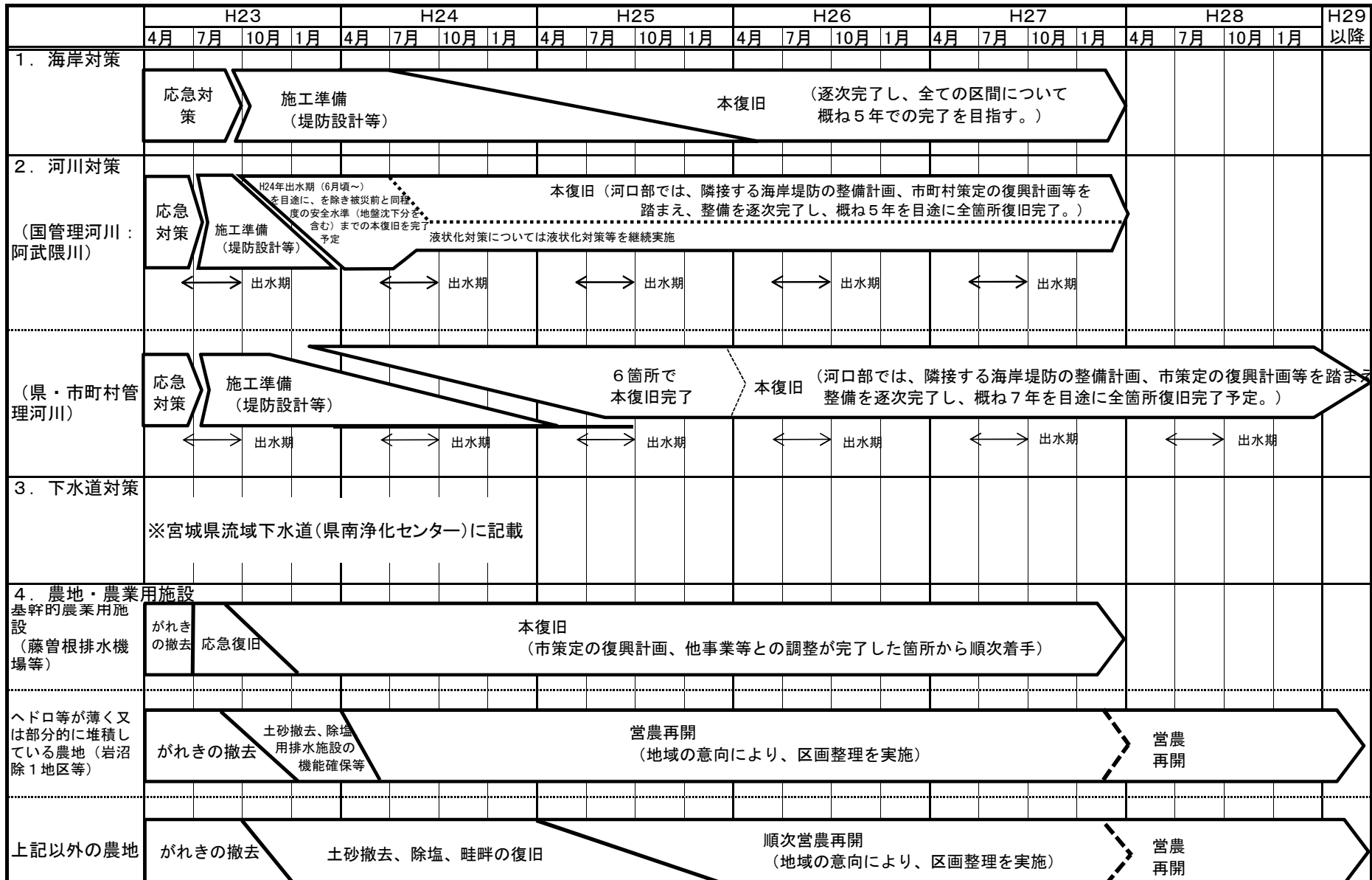
② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）、津波堆積物についても、平成 25 年 3 月末までに仮置場への搬入は完了した。

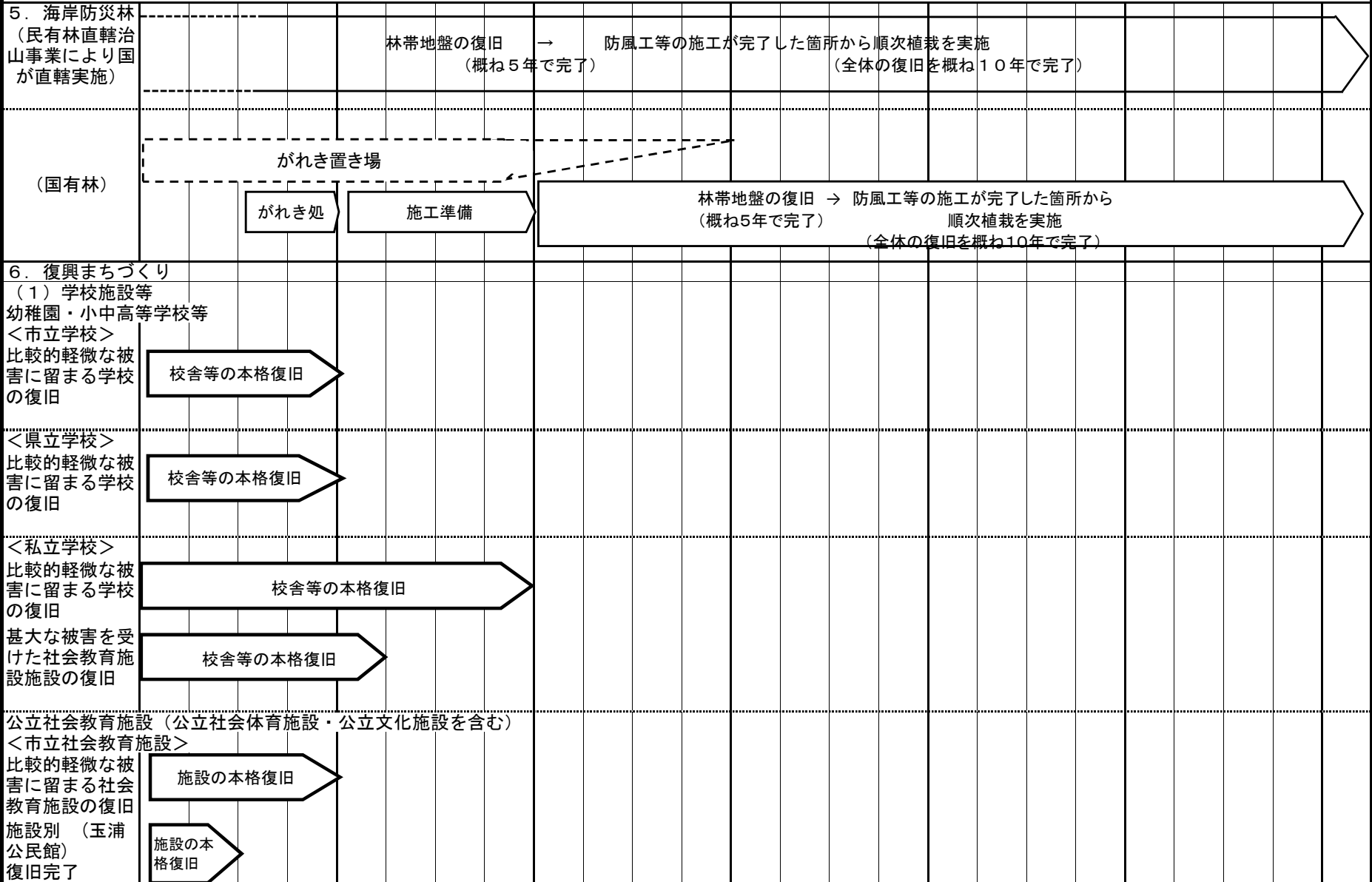
③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 10 月末までに、災害廃棄物等約 627 千トン（災害廃棄物が約 464 千トン、津波堆積物が約 162 千トン）の処理をすべて完了した。

復興施策の工程表(岩沼市)



(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。



<p>施設別（西公民館） 復旧完了 施設別（市民会館・中央公民館）</p>	<p>施設の 本格復</p>												
<p>＜市立社会体育施設＞ 比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧 基大な被害を受けた社会教育施設施設の復旧</p>		<p>施設の</p>	<p>施設等の本格復旧</p>										
<p>7. 土砂災害対策</p>	<p>土砂災害危険箇所の点検等</p>	<p>(※) 土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成25年5月に通常基準への引き上げを実施。</p>											
<p>8. 災害廃棄物等の処理</p>	<p>(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の撤去)</p>		<p>(その他の災害廃棄物等の仮置場への搬入)</p>										
	<p>(中間処理・最終処分)</p>												